

第4次答申（動物愛護管理法の飼養管理基準に関する省令の改正）案の概要

省令案の概要

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（以下「基準省令」）第2条にマイクロチップの装着・登録等に係る第一種動物取扱業者の遵守基準を新設。

背景・課題

改正動物愛護管理法に基づくと、犬猫等販売業者が新たに取得する犬又は猫については確実にマイクロチップが装着されるが、施行日時点で所有している犬又は猫についても装着される必要がある。

【第58回動物愛護部会の第3次答申の概要より抜粋】

■ マイクロチップ関連規定の基準省令への位置づけ

令和4年6月1日に施行される犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録等の義務化に当たり、犬猫等販売業者による当該義務の履行を一層担保するとともに、繁殖に係る基準の遵守状況の確認等に効果的に活用する方策を検討し、法第21条第1項に基づき環境省令で定める遵守基準として犬及び猫へのマイクロチップの装着等を規定する。

施行日以後に取得した犬又は猫に加え、施行日に現に所有している犬又は猫についても、施行日から30日を経過する日までにマイクロチップの装着・登録等を義務づける規定を基準省令に新設する。